

鳥取市税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 4 5 号

鳥取市税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

鳥取市税条例施行規則の一部を改正する規則（令和 7 年鳥取市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 1 号の改正規定中

年度		軽自動車税 (種別割)	税率一覧表
車種名称			税率(円)
原付	50cc以下		
	50cc超90cc以下		
	90cc超125cc以下		
	特定小型原動機付自転車		
ミニカー			
小型特殊	農耕作業用		
	特殊作業用		
軽二輪			
軽三輪			
軽四輪	乗用	自家用	
		営業用	
	貨物	自家用	
		営業用	
雪上車			
二輪の小型自動車			
*平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。ただし、年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例(軽減税率)が適用されます。(下表参照)。 ◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税が適用されます。(年度は 年 月までに新規登録された車両に適用されます。)			

を

年度		軽自動車税 (種別割)	税率一覧表
車種名称			税率(円)
原 付 般	第一種原動機付自転車		
	第二種原動機付自転車(甲)		
	第二種原動機付自転車(乙)		
特定小型原動機付自転車			
ミニカー			
小 型 特 殊	農耕作業用		
	特殊作業用		
軽二輪			
軽三輪			
軽 四 輪	乗 用	自家用	
		営業用	
	貨 物	自家用	
		営業用	
雪上車			
二輪の小型自動車			
*平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。ただし、年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例(軽減税率)が適用されます。(下表参照)。 ◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税が適用されます。(年度は 年 月 月までに新規登録された車両に適用されます。)			

に改める。

様式第 4 1 号の 2 の改正規定中

車種名称		税 率(円)		
原付	50cc以下			
	50cc超90cc以下			
	90cc超125cc以下			
特定小型原動機付自転車				
ミニカー				
軽二輪				
軽三輪				
軽四輪	乗用	営業用		
		自家用		
	貨物	営業用		
		自家用		
雪上車				
小型特殊	農耕作業用			
	特殊作業用			
二輪の小型自動車				

＊平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。
 ただし、 年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例(軽課税率)が適用されます(下表参照)。
 ◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税が適用されます。
 (年度は 年 月までに新規登録された車両に適用されます。)

を

を

車種名称			税 率(円)		
原 一 般	第一種原動機付自転車				
	第二種原動機付自転車(甲)				
	第二種原動機付自転車(乙)				
特定小型原動機付自転車					
ミニカー					
軽二輪					
軽三輪					
軽 四 輪	乗 用	営 業 用			
		自 家 用			
	貨 物	営 業 用			
		自 家 用			
雪上車					
小型特殊	農耕作業用				
	特殊作業用				
二輪の小型自動車					

＊平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。

ただし、 年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例(軽課税率)が適用されます(下表参照)。

◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税が適用されます。

(年度は 年 月までに新規登録された車両に適用されます。)

に改める。

様式第 4 4 号の改正規定中

